定住促進住宅建築等補助金制度(平成29年度)

1 制度について

古平町では移住・定住促進の施策として、新築住宅や中古住宅の取得に対しての支援を行います。

2 対象者について

補助を受けるためには、以下の全てに該当する必要があります。

- ① 補助を受けた住宅に5年以上居住すること。
- ② 3親等以内の親族から購入した土地・建物で無いこと。
- ③ 世帯全員に町税等の滞納がないこと。

3 補助額について

□新築住宅・・・(建設費+土地取得費)×10%以内で下記の上限額が設定されています

※設計料その他住宅取得のための諸経費等は補助算定対象外です

•一般移住者:100万円

•若年(40歳以下)移住者:150万円

・子育て移住者:150万円・一般若年者:100万円・一般子育て者:100万円

•一般者:50万円

(町内建設業者で住宅を建てた場合には、さらに50万円上乗せされます。)

移住者とは

平成28年4月1日以後に古平町に 転入し住民登録した方であって、当 該住民登録をした日以前5年まで の間に古平町に住民登録されてい ない方

子育て者とは

平成30年3月31日において18歳 以下の方を養育している方

口中古住宅・・・(建物購入費+土地取得費)×20%以内で下記の上限額が設定されています

※住宅取得のための諸経費等は補助算定対象外です

•一般移住者:50万円

•若年(40歳以下)移住者:75万円

・子育て移住者:75万円 ・一般若年者:50万円 ・一般子育て者:50万円

•一般者:25万円

中古住宅取得後には、古平町住宅リフォーム補助制度も併せて 利用することができます。

4 補助金の申込みについて

補助の申込みには、新築住宅の着工前、中古住宅の契約前までに下記の書類を提出する必要があります。

- ① 認定申請書(様式第1号【新築】または様式第2号【中古】)
- ② 新築住宅建設予定位置図または中古住宅取得予定位置図
- ③ 定住誓約書(別紙1)
- ④ 調査同意書(別紙2)

なお上記以外にも補助制度の基準がありますので、詳しくは別紙要綱をご覧になるか、 下記に問い合わせください。

> 古平町役場建設水道課建築係 電話番号:0135-42-2181